

令和元年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和元年12月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 6号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	報 告 （一 括）
第 4	議案第64号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	
第 5	議案第58号	訴えの提起について	生活環境付託 生活環境付託 （一 括）
第 6	議案第66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	
第 7	議案第67号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	
第 8	議案第59号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務文教付託 （一 括）
第 9	議案第60号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について	
第10	議案第61号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第11	議案第65号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合格約の変更について	
第12	議案第62号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第13	議案第63号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第14	議案第68号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	総務文教付託 生活環境付託 （一 括）
第15	議案第69号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第16	議案第70号	令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
第17	議案第71号	大竹市印鑑条例の一部改正について	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 6号から日程第4 議案第64号（報告・説明・付託）
- 日程第 5 議案第58号から日程第7 議案第67号（説明・付託）

- 日程第 8 議案第59号から日程11 議案第65号 (説明・付託)
- 日程第12 議案第62号から日程13 議案第63号 (説明・付託)
- 日程第14 議案第68号から日程16 議案第70号 (説明・付託)
- 日程第17 議案第71号 (説明・付託)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日城 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	太田勲男
教 育 長	小西啓二
総 務 部 長	吉岡和範
市 民 生 活 部 長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊原 学
建 設 部 長	山本茂広
上 下 水 道 局 長	高津浩二
消 防 長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	中村一誠
企 画 財 政 課 長	三上 建
福 祉 課 長	神代 亨
監 理 課 長	中曾一夫
土 木 課 長	古賀正則
上下水道局業務課長	北林繁喜
総務学事課長	真鍋和聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田中宏幸
議 事 係 長	加藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、児玉朋也議員、13番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。

12月3日の一般質問を継続します。

3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） おはようございます。くろがねの原田孝徳です。障害のあるお子さんの可能性を広げる療育を選択できるまちづくりについて質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

障害のあるお子さんの成長過程において、家庭や学校だけではなく、第3の目として放課後等デイサービスという存在があります。この放課後等デイサービスについて何かということについて、簡単に説明をしておきます。

放課後等デイサービスとは、おおむね6歳から18歳までの就学児童が、学校終了後や長期休暇中に通えることのできる施設で、生活向上のためのさまざまなプログラムが行われたり、専門的な療育を受けることができるなど、専門知識を有した職員と一人でも多く触れ合うことによりまして、障害のあるお子さんの可能性の発掘や特性を伸ばす場所として注目をされてきました。

また、もう一つの側面として保護者のレスパイト、レスパイトというのは一時的な休息を意味するもので、保護者の負担軽減や精神的な休息を図るという役割も持ち合わせております。また、放課後等デイサービスは10名程度の小規模な運営、設置場所、職員の資格要件などの設置条件がゆるいこともあり、令和元年8月現在全国でその数は約1万4,000カ所、制度創設時の平成24年4月には約2,500カ所であったことから、実に7年間で約5倍以上にもその数はふえております。

そこで本市の現状であります。本市には放課後等デイサービスの数は二つであります。ちなみに近隣の市では廿日市市が23、岩国市が8、また人口が約2万6,000人とほぼ本市と同じ規模の中国地方のほかの市では、岡山県的美作市が3、山口県的美祢市が1、またこれから人口が減少することが予想されますので、人口が約2万6,000人の竹原市とそれ

から人口が約2万3,000人の江田島市も加えてみましたが、それぞれ2、それから1でありました。

もう少し補足しますと、廿日市市の18歳以下の療育手帳の手帳保持者は、重複も含めまして327名、それに対して本市は67名、これに手帳が保持されておりませんが実際に利用されている方、またその可能性のある方をざっくり含めても、本市は廿日市市のおおむね5分の1であります。

つまり単純に数字上の計算だけでいえば、本市に事業所が4カ所から5カ所あっても不思議ではなく、また本市に住民票があり、市外の事業所を利用されている方は19名であります。先ほどの美作市はその数が43名、廿日市市を除く先ほどの他市の中では他市の事業所を利用されているという方が、本当に数名程度しかいないということもありまして、実際に美作市に問い合わせますと、事業所が不足しているという認識は持っておられ、もう一つは欲しいと考えているようで、そのことからしても、美作市と同じくらいの人口である本市に美作市と同数の事業所があってもよいと思いますし、少なくとも二つしかないというのはサービス面でおくれている印象が否めません。

ただ単に事業所の数だけでいいますと、廿日市市を除く先ほど述べました他市とはそんなに大きくは違いません。むしろ1カ所というところもあります。でも、あるのなら平均的でよいのではと思われがちですけれども、放課後等デイサービスというのは、高齢者のデイサービスとは少し違っておりまして、高齢者のデイサービスのように比較的画一的なサービスではなく、冒頭でも少し触れていましたように、事業所によって専門的療育や子供の特性に合ったさまざまなプログラムを提案しておるのであります。障害をお持ちのお子さんの中には強いこだわりに対してそこに十分に受け皿がないため、パニックになったり、その特性によってはスタッフやお友達とコミュニケーションがうまくとれず、事業所の空気になじめないなど、デリケートな一面のあるお子さんもいまして、そういうお子さんにとって一つしか選択肢がないと、万が一そこが何らかの理由で合わないと行くところがなくなってしまおうという現実があります。

そういう意味におきまして、廿日市市の23の事業所というのは、十分過ぎるほど選択が可能な数字でありますし、もっといえば佐伯区と隣接している地域におきましては、まださらに多くの選択肢があるということになります。ですから、障害のあるお子さんを育てる環境面では本市とは比較にならないほど充実しております。

もちろん、放課後等デイサービスだけが全てではありませんが、それがあることによりまして、通所の作業所や入所施設などがそれにあわせる形であるわけで、障害のあるお子さんはもちろん、将来のことを考えたときに、本市から離れそういう場所へ親御さんが行くことを考えても何ら不思議ではないと思われま。ここまでは、放課後等デイサービスのよい点ばかりを取り上げてきましたが、もちろん負の面もたくさん噴出しており、ここではその中でも、二つの大きな問題点について簡単に述べておきます。

一つ目は、設置条件がゆるかったことで、十分な専門知識を持たない多くの民間企業がビジネスチャンスとして捉え参入したため、療育が低く甘く見積もられたり、都合のよいように解釈されたため、指導員と一緒にただ折り紙を折るだけということが創作活動にな

ったり、もっとひどいところになりますと、一日中パソコンを使わせたり、携帯ゲームを触らせたりということで、電子機器の取り扱いその必要性を正当化させるなどの事業所が存在していることは残念ながら、現前たる事実であります。

もう一つは職員の問題ですが、もともと制度発足時から障害者支援に携わる専門知識を持った職員が十分にいたわけではなく、また当時ホームヘルパー2級というのがありましたが、現在は介護職員初任者研修という名称に変わっております。この講習の中に障害者についての記述や項目はなく、専門知識を得るためには実践で学ぶしかない上に、人材の育成には高齢者介護に比して時間を要することから、事業所が先ほどのように急増しましても、そこに必要かつ条件を満たした職員の確保が追いつかずに、障害に関しての専門知識のない職員が大量に生まれたことで、その専門性やサービスについて疑問視する声が多く聞かれるようになりました。

少し駆け足で問題点を探ってきましたが、これは何も事業所だけが悪いというのではなく、このような事態は制度を発足後からすぐに発生したことでありまして、例えば放課後等デイサービスに配置が義務づけられております児童発達支援管理責任者というのがあります。発足当時は高齢者介護の実務経験だけで、児童発達支援という名がついているにもかかわらず、児童の経験や知識の全くない者がそういう職についていたことから、制度そのものに不備があったことも事実でありまして、国や地方自治体がもっと早くそうした現場の実態把握に努めていれば、ここまでの質の低下は逃れていたのではないかと思いますし、現場の声に真摯に耳を傾け、それを反映するような体制をつくらなければ、今後も制度の改正や見直し、そういうものが後手に回ってしまう恐れがあることを最後に指摘しておきたいと思えます。

そこで問います。単に数字だけを見ましても、本市において放課後等デイサービスは不足していると考えがどうでしょうか。それから障害のあるお子さん、そして親御さんにとっての安心、安全。安心とは療育などの専門的なサービスを提供してくれ、かつ利用者に寄り添ってくれる事業者があるのか。安全とは、送迎に際してリスクを最小限にとどめることのできる場所にそれはあるか。

なのですが、その送迎について少しだけ補足しておきます。送迎に際してのリスクを最小限にとどめるというのはどういうことかといいますと、障害のあるお子さんの送迎、それにかかる時間は長くなればなるほど、特にじっとしていることが苦手なお子さんなどは勝手にシートベルトを外して、車の中を動き回ったり、急にパニックになり大声を出したり泣いたり、職員もいろいろな策を講じてはおりますが、どうしても難しいところもあり、リスクを最小限にとどめるためには、やはり本市内に事業所があることが望ましいという意味であります。また、十分な環境が整っていないために、わずかでも人口が流出する可能性が危惧される、この二つの観点から本市の放課後等デイサービスの現状について、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎）

原田議員御自身の御経験をもとに詳しく調査され、丁寧に解説されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

本市では、本年11月1日現在で二つの事業所が、放課後等デイサービスの運営をされています。定員は各事業所とも10人の計20人で、利用状況は10人と9人の計19名となっています。

市外の事業所を利用する方もおられますので、放課後等デイサービスの利用者は市全体では38人で、半数の方が市外の事業所を利用されています。

サービスの量が不足しているとの御指摘でございます。確かに利用実態のみを見れば、市内事業所の20人の定員は、ほぼ埋まっており、残りの方は市外の事業所を利用されていますので、定員が不足しているとの見方もあるかと思えます。

しかしながら、3年ほど前には三つの事業所がありましたが、利用者が集まらず1年足らずで1事業所を廃止された事例もありました。利用者が集まらなかったのには、さまざまな要因があったものと思えますが、定員がふえれば必ずしも利用者がふえるものではなく、現在、市外の事業所を利用されている方の中には、定員のあきがないからではなく、選択して市外を利用されている方がいるということも、御理解いただければと思います。事業所によってプログラムや専門的療育が異なるため、御自身の希望に近いサービスを選択されることや、通学する学校の所在地によって事業所を選ばれることもあるものと考えております。

送迎時のリスクにつきましては、事業所が送迎を行う場合は、利用者の安全確保に努める責任があります。そのため、たとえ市外の事業所であっても、また利用者の年齢を問わず、当然のこととして、基本的には送迎時の安全は確保されているものと考えております。

また、定員の不足による人口の流出を懸念されておりますが、放課後等デイサービス事業は利用者の生活の補助的なものであり、利用者の生活の主たる部分は学校生活となります。仮に市外の事業所を利用される場合であっても、事業所による送迎がありますので、事業所が少ないことが転出者の増加に直接的に結びつくものではないと考えます。

大切なことは、議員もおっしゃいましたとおり、複数の選択肢があり、できるだけ御希望に近い形で、プログラムや療育のサービスが受けられる体制が整えられることだと思います。事業者の動向等もありますので軽々なお答えはできませんが、御本人や御家族にとって少しでも安心して生活が送れますよう、障害福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 御答弁ありがとうございました。

市長は常々、市民の幸せを考えているとおっしゃっておりますので、御答弁につきましては、非常に重く受けとめたいと思えますけれども、結論を急がずに、私の説明が十分ではなかった部分もあるかもしれませんので、少し角度を変えてお話をさせていただきたい

と思います。

タイトルのほうにも上げましたように、障害を持つお子さんの可能性を広げるという点におきまして、放課後等デイサービスが果たす役割というのは、非常に大きく重いものがあると思います。確かに先ほどおっしゃられたように、現在選択は可能な状況にあるかとは思いますが、送迎につきましてはやはり長時間になるほど余りよいことではないというのが、やはり現場の声であります。

また、現在はある程度選択できるところに廿日市市あたりではないかと思うんですけれども、そういうところに選択の可能性がある事業所がありますので、最低限は何とかなってるのかなという印象を受けたのですけれども、事業所の療育などのサービスや専門的な知識を持つ職員と、やはりうまくマッチングしないことには、その効果はやはり十分に発揮はされません。今のように選択が可能などころがあるとしても、やはり余りにも遠い場所になりますと、いろんなリスクも生じてきますし、できるだけ近くにそういうものがあれば、それが一番安全で、安心なものであると考えております。

極端な例かもわかりませんが、お子さんによっては、10カ所以上の事業所を回って、ようやく居場所を見つけたんだという方もいらっしゃいますし、先ほど市長の答弁にもありましたように、複数の事業所を利用されています。という方も結構いらっしゃいます。特に広島市内なんかでは結構そういう方はたくさんいらっしゃいます。それはさまざまな療育プログラムを体験、経験させることで、何に子供の特性があるかを見出そうとする親御さんがいらっしゃるというのが、主な理由だと思われまます。

しかし、やはり先ほど言われていましたように、確かに選択できる事業所というのは、少し足を延ばせばあるのかもわかりませんが、近くにあることによって、じゃあやっぱりこちらのほう、なるべく近いところにしようというような親御さんが出てくることは可能ですし、現在利用されている市外を利用されている方も、満足してそちらを利用されているということではない可能性もあります。そういう意味で、障害をもつお子さんの場合、そういうマッチングに時間がかかったりとかですね、それからマッチングするかわからないために、何カ所も回って、試行錯誤されたりする親御さんもいらっしゃいます。

ですから、高齢者のデイサービスのように、利用される分だけの人数を確保しておけばよいというものとは少し違うものがあります。ただし、全ての親御さんが高い療育を求めているということではなくて、学校や家庭でのストレスをそこで何とか発散してほしいとか、またお仕事をされてて、共稼ぎをされてる親御さんからすると、預かってくれるだけでいいという方もいらっしゃいますので、全てが高い療育を求めている保護者さんだけではないということは、つけ加えさせていただきます。

そのような放課後等デイサービスの特殊な事情がありますので、現在のようにやはり二つしかない、マッチングの確立というのは相当低くなると思います。もちろん遠くに行かれてる方、そういう方は上手にマッチングされて、そこを選択されているんだと思いますけれども、できるだけやっぱり近くにある同じサービスであれば、近くにあってマッチングの確立を上げるほうが、よりよいのではないかと考えます。特に本市の場合、療育だけに限って言えば、そもそも選択そのものがない現状にあるため、やはりそこは改善

する必要があるのではないかと思います。

そこで、障害をお持ちのお子さんや親御さんにとって住みたい、住んでよかったと実感してもらうためにも、事業所をふやすという考え方ではなくて、療育を選択可能にするという発想に転換をすることで、将来社会に出たときに必要なスキルを少しでも多く身につけることができますし、それが共生社会の実現に向けた後方支援体制の確立にもつながると私は考えるのですが、その療育を選択可能にするという発想の転換、それから共生社会の実現に向けた後方支援体制の確立という、この二つの観点から放課後等デイサービスの今後についてお考えがあれば、聞かせていただけませんか。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼します。

放課後等デイサービスは、平成24年4月に児童福祉法に位置づけられました新しい支援ですので、利用する子供や保護者の方のニーズはさまざまで、提供される支援の内容も多種多様となっております。国の示したガイドラインでは放課後等デイサービスの基本活動として、四つの基本活動が示されております。自立支援と日常生活の充実のための活動、創作活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供の四つです。この四つの基本活動を組み合わせ、かつ子供さんや保護者の方のニーズに合わせて、個々の事業所が特色ある支援を展開しているのだと考えております。

原田議員が述べられましたように、設置基準が余り細かくなかったこともあり、事業所によってはサービスの質が低いんじゃないかという声があったのも事実でございます。そのため、国において児童発達支援管理責任者の資格要件や、人員配置の基準の見直しがされました。また、放課後等デイサービス事業所の指導監査は、都道府県の権限となっておりますので、市が直接かかわることはできませんが、ケースによっては広島県と連携して対象事業所に是正を促していきたいと考えております。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、事業所がふえたからといって、必ずしも市内の事業所に利用者がふえるとは考えておりません。しかしながら、一方で市内に事業所がふえれば、利用者の選択肢が広がるのも事実だと思います。来年度大竹市では第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成を予定しております。その際にはアンケートなどを使って、障害者本人やその家族の方にさまざまな障害福祉サービスについての御意見を聞く機会がございます。まずはそこで放課後等デイサービスについても御意見を聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 丁寧な説明、答弁をいただきましてありがとうございます。

先ほど言われたように、ガイドラインも随分と見直されまして、発足当時と比べますといろいろと修正がなされておまして、よい方向に向かっており、よいなとは思っておりますが、冒頭のほうで御説明させていただきましたように、そうではないところが数多くありますので、せめて他市のことは別としまして、本市に関してはそういうきちっとしたガイドラインに沿った、放課後等デイサービスがあることが望ましいと思いますので、そ

こは県の方と協力して、もしそういうガイドラインに沿っていないところがありましたら、ぜひ指導監督のほうをよろしくお願ひしたいと思います。で、保護者の方には意見を聞いてということですので、ぜひそちらのほうの意見を聞いていただいて、よりよい大竹市が障害を持つお子様にとって、そして保護者さんにとって、よい環境になるように整えていただければと思います。

そういう機会があるようですので、ぜひ提案をさせていただきたいんですけども、どのような放課後等デイサービスが必要なのか、またなければならぬのかということなんですけれども、20世紀は建築物の時代とっていいほど、すごく近代的な建築物がたくさん建てられました。それが町の形を変えたり、町の景色を変えたりしてきました。しかし、21世紀は人を育てる、ある意味人をつくる時代なのではないかというふうに考えます。しかし御存じのように2035年には、介護職員が79万人も不足するという推計も出ております。

特に障害者支援の分野というのは、その特異性からさらなる深刻化が懸念されております。そこで今回の放課後等デイサービスの不足の問題、市のほうとしましては、不足という認識ではないのかもわかりませんが、今後、不足という事態に陥った場合でも、先ほどの保護者さんからの意見を例えば聞くとします。そして、やっぱりそういうものが欲しいという意見が出たとします。しかし、本市は経営者にとっても、とても大きくて魅力あるマーケットとは言いがたいと、廿日市市や広島市と比べると、そういうものはなかなか言いがたいばかりに、できてないというのもあるとは思いますが。

また、行政のほうで療育の内容というものを、それがいいか悪いかというのを見抜くのは、非常に困難であると思いますが、それを何とかしたいと。また、そこに先ほど述べました人を育てる、つくるといったですね、職員確保の問題。さらには今回のテーマであります療育を選択できる、それが可能なまちづくりの実現、こういうものを満たした事業所をつくろうと思えば、これだけでもかなり高いハードルでありますし、本市の人口のこれからの減少を考えても、事業所はあと二つ、せいぜい三つが限度と考えております。

また、先ほどマッチングのところでお話をさせていただきましたけれども、既存の事業所とは異なるサービスを提供するもの、そういう事業所がないと、同じようなものがあつたんでは、これは意味がないと思われまふ。ちなみに質の異なるというのが、どういうものかという、具体的な例で示しますと、土曜日や長期休暇中は野外での活動を中心としてるところなどもありますし、事業所の外部から講師を招いて療育のプログラムを組んでいるところもあります。

それから、これは質ということではありませんが、日曜日も開所しているという放課後等デイサービスもあります。これはいずれも今、本市にない療育的なサービスであります。本当に本気で障害にあるお子さんや親御さんのためと思えば、これらの条件大変ですが、満たした事業所が必要となってくると思いますが、この難題をクリアすることは容易ではないと思われまふ。

しかし、あながち難しい問題でもないかなと思うのがですね、私が初任者研修を受講した際に、そのときはサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、それらの講習を受講する方が、全国から400名ほど集まりました。その中に20代から30代の若いデイサービス

の資格を取りたいという方がたくさん来ておられまして、彼らとディスカッションをしたり、意見交換をする中で、彼らは本当に純粋で崇高な理念を持ちまして、一生懸命に障害のある子供たちの未来や療育、放課後等デイサービスのあり方について語り、それは実に頼もしくその熱い思いに感銘を受け、共感するものがありました。

資金も潤沢でノウハウもある経営者に、そういうものを任せるのもよいとは思いますが、子供たちの将来にとって最善の方法とは何か、どのような心のインフラを整備してあげることが必要なのか、そういうことを真剣に考えることができる若いリーダーがトップに立つことで、現在多くの問題を抱え、過渡期に差しかかっている放課後等デイサービスを本来の方向に、軌道修正してくれるのではないかと期待感を持てます。しかしそんな彼らが自分たちの思いを実現しようと思えば、もちろん経営力というのも大変ですけれども、資金力不足は大きな悩みであります。逆に言うと、そこさえ補ってあげれば、もともと知識や経験は豊富なだけに、起業も夢ではなくなります。

そこでですが、例えば本市への永住、空き家を利用した開所、本市在住の職員を3名以上雇用などの幾つかの条件をつけ公募しまして、事業計画だけではなくて、実際の療育内容等を実際にプレゼンしてもらい事業者を決定する。こうすることでわずかではありますが、人口減少対策や介護職員の育成や雇用の確保、空き家対策など、現代が抱える問題の解決の一助になるかなと思いますし、サービス内容の透明性が確保でき、行政もどのような支援をしているかを把握することが可能になります。

そういう意味でも、画期的なことではないかと思えます。全国でも例を見ない取り組みではありますが、だからこそ注目されると思えますし、県との協力は必要でしょうが、本市福祉行政の起爆剤ともなり得るとも考えます。事前に伝えていたことではありませんので、答弁をということではありませんが、一つの案としていかがでしょうか。御意見を伺いたいと思います。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） ありがとうございます。

そうですね、今、お答えできることではないと思うんですけども、現状では基本的にそういう福祉の志を持って、福祉事業といえど経営ですので、収益を出せるかどうかという判断をして、個々の事業所が大竹市に参入するかどうかを判断するのだと考えております。ただ、原田議員におかれましては、大変参考になるお考えを聞かせていただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございました。

きょうの一般質問を聞いておられて、このまちを魅力あるものにする、にぎわいのあるまちにするための即効性のある施設は望みづらく、また特効薬といえるものがないのでありましたら、加速度的な人口減に歯どめをかける一つの近道は、やはり地道にやっていくこと。それにこのデイサービスの問題も一つ含まれていると思えます。この実現のために努力していることが、市民の幸せにつながると思えますので、よろしく願いいたします。

どうも、ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第4〔一括上程〕

報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

議案第64号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第3、報告第6号専決処分の報告について（工事請負契約の変更）及び日程第4、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第6号及び議案第64号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は平成31年3月7日議会の議決を得た本庁舎耐震改修工事の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年11月20日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事ですが、耐震診断より耐震性が確保されていないと判断されたこと、及び災害時における活動拠点施設としての役割を果たすため、耐震改修工事とあわせて防災拠点としての機能確保等を目的とした改修工事を行っているものでございます。令和2年11月26日の竣工に向けて工事は順調に進んでおりましたが、屋上防水工事においてドレン改修作業中に、建物内の雨樋に一部腐食箇所が発覚したため、雨樋全体の施行計画を見直し、雨樋改修工事を追加工事として行うことにより、工事金額が増加することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額8億9,316万円に968万6,600円を増額する変更請負契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しました道路占用料の改定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年に公布され、道路法施行令別表の占用料について、占用料の額を見直すための改正が、平成29年4月1日から施行されました。これに伴いまして広島県の道路占用料徴収条例が平成30年4月1日施行で改正されましたので、本市の条例におきましても、県条例の単価を準用して改正しようとするものでございます。

以上で、報告第6号及び議案第64号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

報告第6号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。議案第64号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5～日程第7〔一括上程〕

議案第58号 訴えの提起について

議案第66号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第67号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第5、議案第58号訴えの提起についてから日程第7、議案第67号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） それでは、議案第58号、議案第66号及び議案第67号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第58号訴えの提起について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、裁判所に訴えを提起するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。訴えの相手方は、議案書に記載している方でございますが、本件の訴えの提起に至った経緯について御説明申し上げます。

平成29年5月10日に、本市の国民健康保険の被保険者が、国道2号の小方1丁目の横断歩道を青信号で歩行中に、赤信号で侵入した相手方が運転する自動車に衝突され、けがをし入院されましたので、本市は、この治療に要した医療費について保険給付しました。この保険給付については、給付事由が相手方の行為によって生じたものであるため、国民健康保険法第64条第1項の規定に基づき、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し、被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額の限度において、被保険者が相手方に対して有する損害賠償の請求権を代位取得いたしました。

相手方は、運転していた自動車に自動車損害賠償責任保険及び任意保険を掛けていませんでしたので、損害賠償の請求については、相手方と直接交渉することになりました。本市は、この請求事務について、当初、広島県国民健康保険団体連合会に事務を委任していましたが、相手方からずっと応答がなかったため、平成31年3月8日に委任が解除となり、以後は、本市が相手方と交渉することになりました。その後、相手方と損害賠償の請求について話をしてきましたが、支払いに応じてもらえず、支払いの意思さえありませんでした。そのため、市といたしましてもまことに残念ではございますが、本件については、訴訟によるほか解決する手段がないものと判断し、本市が保険給付した医療費分299万4,422円及びこれに対する遅延損害金を求める民事訴訟を提起するに至ったものでござい

ます。

続きまして、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市さかえ子育て支援センターにつきましては、平成29年4月1日より指定管理者として、社会福祉法人ひまわり福祉会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である令和2年3月31日が到来しますので、次期の指定期間である令和2年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理者の選定が必要となります。

選定につきましては、社会福祉法人ひまわり福祉会が大竹市さかえ子育て支援センター開設当初から、指定管理者として管理運営業務を遂行し、利用者数を順調に伸ばしてきた実績に加え、業務に精通し円滑な管理が見込まれること。また、隣接するひまわりさかえこども園と同一の法人が運営することにより、地域の子育て支援の緊密な連携を可能とし、効果的かつ効率的な事業の推進が可能となることが見込まれることから、当該施設の指定管理者として、社会福祉法人ひまわり福祉会を引き続き指定管理者に指定しようとするものです。

続きまして、議案第67号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市松ケ原こども館につきましては、平成29年4月1日より指定管理者として、松ケ原自治会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である令和2年3月31日が到来しますので、次期の指定期間である令和2年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理者の選定が必要となります。選定につきましては、松ケ原自治会が大竹市松ケ原こども館開設当初から指定管理者として管理運営業務を遂行し、業務に精通し円滑な管理が見込まれることがあげられます。また、地域に精通している地元自治会が当該施設の管理をすることにより、地域と調和した運営及び連携を可能とし、松ケ原こども館設置目的である地域社会で子育てを支援する基盤の形成を可能とすることが見込まれるため、当該施設の指定管理者として、松ケ原自治会を引き続き指定管理者に指定しようとするものです。

以上で、議案第58号、議案第66号及び議案第67号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま御報告いただきました議案第58号について、一、二点お伺いをしたいんですが、これは自動車損害賠償責任保険も入っていなかったということなんだろうと思いますね。そういった中でその当事者が約300万円近い支払い能力があるのかどうかということ、一つ大きな問題だと思うんですね。訴えて裁判を起こしたけども、結果として大竹市に入ってくる状況になかった。ということが、何か全体を見ますと、そういう感じがするんですが、その辺につきましては、相手方のそういう能力があるのかどうかということについて調査をした上で、訴訟に入られるのかどうかと

いうことを1点お伺いしたいのとですね。保険に加入されていないということでもありますから、普通、判断がしにくい状況なんだろうと思うんですね。そういった中でどういう人なのか、名前とか住所等についてはあるんですけども、個人情報ということがあろうかと思いますが、全体的な判断をしたいがために、年齢が何歳なのかということだけ教えていただけたら、以上2点についてお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（細川雅子） 答弁できますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 相手方につきましては、書いてありますとおり岩国市在住で77歳の方でございます。また、相手方の所得の状況、市税の状況等につきまして、岩国市に照会をさせていただきます。そうしたところ岩国市の個人情報保護条例に基づいて、回答を得られていないという状況でございます。

本件につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、相手方も負傷をされてます。このままいきますと、公平性の観点から等も含めまして、裁判を起こして債務名義をとらざるを得ないという状況に考えておりますので、訴訟の提起に至る議案を提出させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員、この議案は今後、生活環境委員会に付託の御提案をさせていただく予定でございます。常任委員会の中でしっかりと、山崎議員は総務文教委員会であらっしゃいますが、生活環境委員会のほうに付託する予定となっております。そこら辺のほうをよく御理解の上、できましたら委員会のほうに付託することを御理解いただければと思います。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 付託されるということは、わかった上で質問しとるわけでございますが、実は私は生活環境委員会の委員ではありませんから、発言の機会はないわけでありませう。そういった意味で、あえてこの場で質問をしておるということでもありますから、生活環境委員会に付託されとるんだから発言すなという言い方というのは、少しまずいんやないかと考えるんですけども。

私が心配しとるのは、結果として裁判もやって弁護士費用も払ってお金をかけたけれども、回収できなかったということが起こってくると、私は市民に対して公平性の観点からということでございますけれども、市民に対しての損失も私は大きくなるのではないかなという心配をするわけですよ。そういったことをよく重々承知して上でやられんと、えてしてよくそういう場合がありますので、あえてその辺のところを慎重にさせていただきたいということで、意見のほうを述べました。

先ほどの議長のお話については、私納得できませんので、少なくとも私が生活環境委員会の委員であれば、当然に生活環境委員会でも審議に参加しますから、それは当然な結果です。ただ次にこの本会議上にかかわってくるときには、生活環境委員会として方針が決まって、その委員長報告という形で出てくるわけでもありますから、委員長報告に対しての質疑ということにしかありません。ですから、議案に対しての私が発言できる審議としては、

今この場しかなかったということで発言をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

部長の説明わかりましたが、できるだけ慎重にやっていただきたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 皆様をお願いいたします。本市の議会は委員会制度をとっております。委員会の中でしっかりと審査をしていただくということを、全員の了解の上で運営しておりますので、そこをしっかりと御理解いただければと思います。また、さらに、それぞれが会派に、会派制度もとっておりますので、会派の中でお互いの常任委員会に所属できるような配慮のある人事もさせていただいております。さらに、常任委員会の中では委員外議員の発言の制度もとっておりますので、委員会の中での審査がどうしてもまだ不足と思われる場合には、委員長の方へお願いして委員外議員の発言もできますので、そこはよく御理解の上に御協力をお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第67号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第11〔一括上程〕

議案第59号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第60号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について

○議長（細川雅子） 日程第8、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第11、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更についてに至る4件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第59号から議案第61号まで及び議案第65号につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたします。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。この改正法が令和2年4月1日から

施行されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要事項を定めようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、改正地方公務員法及び改正地方自治法の規定に基づきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定をしております。

第2条では、会計年度任用職員の給与の種類及び支払い方法を規定をしております。会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員でございます。常時勤務を要する職員と1週間当たりの勤務時間が同じフルタイムの職、それと勤務時間の短いパートタイムの職がございます。

第3条では、フルタイムの会計年度任用職員の給与の決定に際して、一般職の職員の給与に関する条例に規定する一般職給料表の適用を受ける常時勤務を要する職員との権衡を図る必要があることから、同条例を参照して、会計年度任用職員の給料表を別表第1として規定し、職務の給料表の適応範囲を別表第2として規定をしております。

第4条から第10条までは、このフルタイムの会計年度任用職員の給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び期末手当の支給につきまして、常勤の一般職員に対して定めた給与条例の規定を準用するよう規定をしております。

第11条では、パートタイムの会計年度任用職員の報酬につきまして、月額、時間額、または日額で支給すること。また、その基準額の算定について規定をしております。

第12条から第18条までは、このパートタイムの会計年度任用職員の報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、期末手当及び費用弁償の支給につきまして、その算定方法などを規定をしております。

第19条では、給与の額を算出した際の端数処理につきまして、第20条では、支給の際に給与から控除することができるものについて、第21条では、給与の特例について、また、第22条では、この条例の施行に関する規則への委任についてそれぞれ規定をしております。

附則といたしまして、第1項で本条例の施行期日を、第2項及び第3項では、会計年度任用職員制度の導入以前から、導入後と同一と認められる職務に従事していた嘱託職員の報酬額の取り扱いに関する経過措置について、また、第4項では、単純な労務に雇用される会計年度任用職員について、本条例を準用することをそれぞれ規定をしております。

続きまして、議案第60号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について、説明をいたします。

本条例は、議案第59号で説明をいたしました会計年度任用職員制度の導入に伴い、この制度に係る条例の一部を改正しようとするものでございます。個別の条例改正について御説明をいたします。

第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、休職の効果に関して、会計年度任用職員に適用する場合の規定を追加をしております。

第2条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、減給の効果に関しまして、会計年度任用職員に適用する場合の規定などを追加をしております。

第3条の大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、臨時的に任用さ



れた職員につきまして、非常勤職員の勤務時間などに適応する場合の規定の対象から除外をしております。

第4条の大竹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員につきまして、育児休業及び部分休業を取得することができるようにするための規定を追加をしております。

第5条の大竹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、報告事項の対象となる職員から、短時間の会計年度任用職員を除く規定を追加をしております。

第6条の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、報酬に加算額を支給することができる嘱託職員が会計年度任用職員に移行するため、報酬に加算額に関する規定の削除をしております。

第7条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び、第8条の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正では、議案第59号で提案いたしました大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、会計年度任用職員の給与及び費用弁償及び特殊勤務手当の支給に関して規定することとしているため、それぞれの条例の対象となる職員から会計年度任用職員を除くなどの規定の整理を行っております。

第9条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員の給与の種類に関する規定の追加をしております。

この条例の施行日は、附則で令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について説明いたします。

人事院は、去る8月7日に国家公務員の給与等に関しまして、俸給月額を平均で0.1%引き上げ、また、勤勉手当の支給月額を0.05月分引き上げるよう勧告をいたしました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じて職員の給与改定等を実施しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、勤勉手当の支給月数を0.05月分の引き上げるとともに、国家公務員に準じて給料表の給料月額を改定するものでございます。

第2条は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限額を2万7,000円から2万8,000円に改め、また、勤勉手当の支給月数を0.95月に改めるものでございます。

附則第1項でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第2条による改正規定の改正規定の施行日を令和2年4月1日としております。

附則第2項では、給料表に関する改正規定を平成31年4月1日にさかのぼって、勤勉手当に関する改正規定につきましては、令和元年12月1日にさかのぼって、それぞれ適用するという事としております。

附則第3項は、この条例の施行日の前日までに支払われた給与について、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定をしております。

附則第4項では、住居手当額が2,000円を超える減額となる職員につきまして1年間所

要の経過措置を設けることとしております

続きまして、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について説明をいたします。

このたび、この組合の構成団体でございます甲世衛生組合が、令和2年3月31日をもって解散をすることとなりました。これに伴い広島県市町総合事務組合の規約を変更する必要が生じたので、この変更につきまして関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第59号から議案第61号まで及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号に至る4件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第12、議案第62号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び日程第13、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第62号及び議案第63号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第62号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末・勤勉手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当をあわせて見直すものがございます。

続きまして、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末・勤勉手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当をあわせて見直すものがございます。

以上で、議案第62号及び議案第63号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

○議長（細川雅子） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第16〔一括上程〕

議案第68号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第69号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る3件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第68号から議案第70号までの各会計の補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、49ページからの議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5,577万7,000円を追加し、予算総額を157億827万9,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により59ページの歳出から御説明いたします。各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、及び特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例案によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職・一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして、3,713万4,000円の増額としております。人件費については調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下では、この部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費は、252万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、本庁舎前庭に駐車場等を整備する設計等委託料200万円、子ども子育て支援交付金などにかかる国県支出金の前年度精算金として国庫補助金等返還金を681万4,000円計上するものでございます。また、無投票であった県議会議員選挙、市議会議員選挙、財産区議会議員選挙の未執行予算を減額するものでございます。

第3款民生費は、3,391万円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、施設の改修を行いますグループホームへの地域介護・福祉空間整備事業費補助金768万1,000円、児童扶養手当の支払い回数の見直しに伴う増額分2,332万1,000円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金43万8,000円などを計上するものでございます。

第8款土木費は、668万円を増額するものでございます。本年5月に発生しました滋賀県大津市の保育園児の死傷事故を受けて緊急安全点検を行い、それに基づき未就学児の移動に伴う安全対策工事を150万円計上するものでございます。

第9款消防費は、1,215万円を増額するものでございます。ふぐあいが生じた自動心肺蘇生装置の購入に275万円を計上するものでございます。

第10款教育費は、572万円を増額するものでございます。内容といたしましては、私立幼稚園の保育料改定などにより、施設等利用給付費を424万円、台風17号の強風により総合市民会館の屋根材が飛散したため、改修工事費を550万円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に56ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税につきましては、固定資産税を4,500万円減額するものでございます。

第9款地方特例交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴う給付費の執行見込みに合わせて子ども・子育て支援臨時交付金を106万円増額するものでございます。

第10款地方交付税は、普通交付税の額が確定いたしましたので、1,528万4,000円増額するものでございます。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて1,821万6,000円増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて711万9,000円減額するものでございます。

第18款繰入金は、このたびの補正予算について、ふれあい福祉基金、にこにこ子ども基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整などを予定しているものでございます。

第20款諸収入は、275万円増額するものでございます。総合市民会館屋根の改修工事に係る市有物件災害共済金を275万円計上するものでございます。

第21款市債は、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて6,211万9,000円増額するものでございます。

次に、53ページの第2表債務負担行為の補正は、市議会だよりに要する経費、市広報に要する経費について、紙の単価上昇により、限度額の変更をするものでございます。

次に、53ページの第3表地方債の補正は、このたび補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、79ページからの議案第69号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出からそれぞれ779万7,000円を減額し、予算総額を35億9,848万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、一般職給料、職員手当、

職員共済組合等負担金を合わせて900万円減額し、国保システム等委託料を90万3,000円、損害賠償金請求の訴えに係る費用を30万円を計上し、歳入として国庫補助金90万3,000円を計上し、一般会計繰入金を870万円減額するものでございます。

続きまして、88ページからの議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ479万2,000円を追加し、予算総額を4億8,321万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、一般職給料、職員手当を合わせて170万円計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の納付額が確定したため、保険料等負担金を309万2,000円計上し、歳入の一般会計繰入金及び前年度繰越金で財源調整をしたものでございます。

以上で、議案第68号から議案第70号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 質疑はありませんかという議長の問い合わせでございますので、あえて質疑をさせていただきます。

今、国保の……

○議長（細川雅子） 山崎議員、先ほど、ぜひ議会運営に関して御理解をお願いしたい。とお願いしたんですが、委員会主義をとっております関係上、全ての皆さんが他の委員会に付託されることについて、本会議上で質疑をされるようでありましたら、委員会主義そのものが意味がなくなります。

○13番（山崎年一） 議長、私は手を挙げて議長に指名をいただいたから、今、質疑をしよるわけで、そのことについては質疑を受けてください。その後であえて議長としてのお話があるんならしてください。それは別に聞く耳を持たんわけではありません。

ただ、きょうの私が議案に対して、質疑をする権利は議員として当然あるわけでありますから、そのことまでもを押しえつけるような議長の采配というのは、私は到底納得できません。あえてこれ以上議員の発言を阻害しようとされるのであれば、不信任案の提出を私としては考えざるを得ませんので、ぜひほかの議員の皆さんにも再考いただきたいんです。

議会は議論をする場であります。堂々と議論をして本当にそのことが市民のためになるのかどうかということを判断するのが私たちの役割でありますから、そのことを阻害するような議会運営はしてほしくないというのが、私の言い分であります。

先ほどの委員会で審議をするんだということでありましたが、確かにそのとおりであります。委員会で審議をします。委員会で委員外議員の発言ができるということでありましたが、委員外議員の発言は事前に通告をしなければなりません。委員会でどんな審議が行われるのかわからない状態で、委員外議員の発言をするというのは、非常に難しい。そういった意味においては委員会で事実上に私が委員以外でありますから、発言していくとい

うことは難しい状況なのであります。

で、先ほども言いましたが、委員会で審議された後でその上で、この本会議上に出てくる場合は私どもは賛否をすることはできますが、そこでは委員長報告として委員長の報告がなされるわけでありまして。議案の審議とかいうことじゃなくて、委員長の発言に対して議員としてどう思うかということ意見を述べることでありますから、そこでは議案の審議ということにはなり得ないんだと、こういうふうに私は判断しております。

ですから、議長は私に対して……

- 議長（細川雅子） 山崎議員、発言を否定したわけでは、発言を抑えたわけではなくて、運営に御協力をお願いしましたので。
- 13番（山崎年一） 今は私が発言中ですので、発言が気に入らるので、議会に触れるであれば、議会運営に。
- 議長（細川雅子） 早く質疑に入ってください。質疑をどうぞ。
- 13番（山崎年一） 発言を阻止するとか、退場を命じるとか、方法はあるわけですから。
- 議長（細川雅子） 質疑をどうぞ。
- 13番（山崎年一） 質疑に入ります。

今先ほどの訴えの提起のついでに費用だと思うんですが、大竹市国民健康保険特別会計から30万円の支出というのがございました。この訴えの提起に対する総額で大竹市国民健康保険特別会計からも一般会計からも弁護士費用等を含めて、どれぐらいの支出を見込んでいらっしゃるのかということをお伺いしたいんであります。よろしく願いいたします。

- 議長（細川雅子） ただいまの質疑ではございますが、今後、ただいまの議案は生活環境委員会のほうに付託をお願いしております。生活環境委員会の中でしっかりと審査をお願いいたします。答弁は必要ございません。

山本議員。

- 16番（山本孝三） あなたはどんな議会運営やりよん。議会の発言を本会議場で抑えるような規定がどこにあるん。本会議場こそテレビ放映もして、市民に100%公開しとる場じゃないですか。委員会中心主義といっても議会の意思決定をするのは、本会議ですから。その本会議・議場で議員の質問権を抑えるような運営をしたんじゃ、議会運営を進める上でこれ重大問題ですよ。

私もかつて委員会中心主義だから、本会議では他の委員会に付託する議案について質問してくれるなど、というようなことは何回もありました。その都度、議会運営委員会なり各派代表者会議を通じて、基本的な議員の発言権を阻害するようなことはするべきではない、という当時の議会の意思に基づいて、本会議での質問権は保障されてきたんです。

だからその基本を踏まえて、議会運営をするべきだと。

- 議長（細川雅子） はい。私は議会運営に関する御協力のお願いをしておりますので、意見を押しえつけているというふうに誤解されたのであれば、そこら辺を御理解よろしく願いいたします。

他に質疑はございませんか。

[発言する者あり]

○議長（細川雅子） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時30分 休憩

14時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせしました。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第68号、議案第69号及び議案第70号に関する一括質疑を継続しております。

質疑はございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 議長の不信任案を提出いたします。よろしく願いをいたします。

○議長（細川雅子） ただいま山崎議員から議長不信任案の動議が提出されました。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） はい。賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） ただいまの動議に対しまして、先ほどの議長の采配でございますけど、議長はスムーズな議会を運営するために、議長権限で采配したものでございます。不信任には当たらないと思いますので、この追加日程には反対するものでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） はい。異議ありと認めます。

この動議を日程に追加することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加することを決定することに。

はい、日域議員。発言があれば立ってください。

○14番（日域 究） この動議に対して賛否を述べる場はどこですか。私は初めてなのでわからないんですけども、今あちらから必要がないと言われました。それは御意見ですからいいんですけども、それに対して反対の。要は15人いるわけですから、それぞれ考えがあって述べる機会はあっていいと思うんですが、それはどこにそれがあるのか教えてもらえますか。

○議長（細川雅子） 失礼しました。では、ほかにも御意見のある方はお願いいたします。

日域議員。

○14番（日域 究） 議会というのは円滑な審議をすることももちろん大事なことです。でも、しっかり疑問点があればそれを正していく、そういう円滑よりかさらに大事かもしれない役割もおびてます。でも、さっきのやりとりを見てまして、少々残念な気はしますよ。動議を出すことが絶対的に正しいと、そう思ってるわけではないんですけども、委員会中心主義ですか、いろんなことがありますけども、議会というのは本会議が中心なんですよ。

そして、それではやりきれない場合に委員会というものを設けて、大きい自治体になったら委員会がたくさんあります。全体ではできないからですね。大竹市の場合は残念ながら今、二つしかありませんけども、そこに付託するんですけども、それはあくまでも下請という表現がいいかどうかわかりませんが、本会議でできないから委員会で細かいことを詰める。でも、あくまでも中心主義であって、本会議での質疑を制限するものはどこにもないわけですね。だから議長が質疑を求めますと言うじゃないですか。これは法律そのものなんです。

それで、例えば変に細かな質問があったりした場合は、執行部のほうがこの場では持ち合わせていないから、委員会で答えるからこのぐらいの答弁で容赦してくれって言ったらそれでいい。それを執行部がこの場で持ち合わせていないというならわかりますけど、執行部が答弁をすることを議長がとめるのは、いき過ぎだと思います。

議長の権限でいろいろあるんでしょうけども、今回の質疑はどこにもこの議会の円滑な運営を妨げようとする、議会を妨害するような意図は少なくとも感じられません。あのぐらいではね。だからそういう意味ではさっきの答弁が要らないと言った、あそこは少しいき過ぎ。それ以外はそれはやり合ったらいいと思いますよ。やり合う場ですからあそこだけは修正していただきたかったですけども、それができないのであれば、これは仕方がないような気がします。

少なくとも、少し以前の議事録を見たら、上程の段階で結構やりとりしてます。過去の大竹市議会はね。最近は何か皆さん私もですけども、なれてしまってここでは言わないのが当たり前みたいですけども、でも委員会に付託したら委員外はもう発言できないじゃないですか。

そして、さっきの訴えの提起という議案のときと、今の補正予算ですね、2回議案があったんですけども、最初のときに議長がおっしゃったですよ。委員会で十分な審議ができてないと思えば、委員外議員の発言があるじゃないかとおっしゃいましたけど、あれは間違いですよ。委員外議員の発言をしようと思ったら、委員会が始まる前に言わなくちゃいけないんですよ。だから皆さんがそこにもし委員会が心配だったら、皆さんが委員外議員の発言を申請するようになる。それもむちゃくちゃですから、だからここであえて聞きたい人がいたら、ある程度は受けてもいいんじゃないかと。私はそう感じるんですよ。何が原因がわかりませんが、今回の運営は正直言って、残念としか言いようがないです。

不信任案がいいか悪いかわかりませんが、あの発言、答弁は要りませんって言ったあの発言に対してね、何らかの訂正なり、謝罪なり、修正なり、コメントがあれば別ですけども、それを100%是とするのであれば、この不信任案を出すことについて、ほかに方法がありませんから。

議会基本条例でも議員同士で討論しようとか、発言しようとか片方では言おうとしてるわけですよ。言おうとしてる空気はあるんですけども、さっきの議長のやり方はどちらかという、議論を抑えてしまおうという、そういうものを感じます。議論をする場ですから、みんなが思い切ったことを言ったらいいじゃないですか。

ずっと思うんですけどね、やっぱり大竹市議会はしゃべり方が足りない。しゃべり方が



足りないというのは、言い方を変えたら考えてることがないのかと言いたくなるんですけども、やはり人間誰しも何か提案があったときに、それが100%とは思わないでしょうから、やっぱりそこについては、自分の考えを常識の範囲で述べることは大事なんです。ぜひさつき副市長が答弁をしようと思っておられたみたいな、皆さんおっしゃるんですけども、それをどこで聞いたらいいいのかと思いますけどもね。

特にあの議案ですけどね、これは私も関心持ってました。大竹市の国民健康保険に入ってる人が岩国市のある方の車にはねられたわけですね。多分ね。そして、けがをした。本来であれば、自動車保険で払うのが単純には一番シンプルなんですけども、自動車保険に入っていなかったんでしょし、もちろん健康保険は使えるんですけども、健康保険を使ったらとりあえず大竹市の国民健康保険特別会計からは支出します。で、じゃあその損害が大竹市の国民健康保険特別会計が本来であれば、払わなくていいものを払ったわけですから、加害者がいるわけですから、そこに求償する。

でも、自賠責というのは向こうのほうに無保険車に対するものもあるわけですよ。自賠責っていうのは被害者救済が目的ですからね。だからその辺のいろんなものがあって、その一番大前提のところをね、ここで1回聞いておくこと自体がそんなに悪いことではない。裁判するのは私は別に反対しませんよ。しませんけども、そういう込み入ったものの場合、ここで1回誰かが質問していくことが、委員会での理解を助けることにもなるかもしれないし、余りそこが必要がありませんというのは、私はいき過ぎだと思います。

だから不信任案、我々の、一応会派ですから、そこから出た以上私はこれは賛成するしか方法はないんですけども、ぜひ、これは賛成、反対はさておいて皆さん考えていただきたいと思います。それこそ無投票で我々議員になってしまったんですけども、そこまで考えたくなるぐらいの話なんです。ここで皆さんが能力の限界までアクセルをふかして、ああだこうだとやる姿を見たい市民はいるはずなんです。黙っとったら皆さん同じ顔に見えますよ。だから私は少なくとも、今の動議に対しては賛成といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） ほかに御意見ございませんか。

原田議員。

○3番（原田孝徳） 少し日域議員の発言とかぶるところがあるかもわかりませんが、議長には発言権を制するという権限はあるのだと思います。ただし、それが、先ほど副市長が手を挙げられて発言を制止されたということが、議会を円滑に運営するという以外のほかにちゃんとした合理的な理由があれば、私も納得するんですけど、そこらあたりがはっきりとした理由がわかりませんでしたので、そこは求めたいところではありますが、そういう意味におきまして、会派でいろいろ話をさせてもらったんですが、そこは私はどうしても納得できないところでありましたので、私も今回の動議に関しては賛成という意見でございます。

○議長（細川雅子） ほかにございませんか。

賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 本会議上で今、議案の提案がされて、その説明を受けているわけでござ

ざいまして、その説明に対しての質疑を議長が求めたわけございまして、その説明の中身がよくわからない、あるいはもう一回聞いてみたいということであれば、その質疑に対しての答弁は、提案者である執行部のほうからすべきだろうと思いますけども、その提案の中身に踏み込んでどうだということについては、それは委員会制度をとっているわけなんで、その委員会の中でしっかり審議をして議論をすればいいと私は理解をしとるんですけども。そうしないとこの本会議場で議案一つにそういう中身に踏み込んでまで、そういう質疑が始まると収拾がつかなくなる、長時間にわたって時間をとってしまうということ、それを避けるために委員会運営というのがあるだろうと理解してますので、最初に議長が1回目のときに運営、仕組みの説明をされた中で、あえてまた2回目にその中身に踏み込んだ質問をされようとしたことについては、当然制止をして委員会の中で話をしてください、議論してください。ということは、私は理解しております。ということで、このことが議長の不信任に当たるとは考えておりません。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） ないようでございますが、異議がございましたので、この動議を日程に追加することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加することを決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立少数でございます。

したがって、この動議を日程に追加することは否決されました。

では、質疑に戻ります。議案第68号、議案第69号及び議案第70号について、他の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は総務文教委員会に、議案第69号及び議案第70号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第71号 大竹市印鑑条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正について説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されるため、大竹市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正条例の内容です。印鑑の登録を受けることができる者に関する欠格条項を見直し、成年被後見人のうち意思能力を有する者は、印鑑の登録ができるようにするものでございます。合わせて字句の修正をしております。また、附則で施行期日を公布の日と規定しています。

以上で、議案第71号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から12月16日までの12日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、12月5日から12月16日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、第3委員会室において、広報広聴特別委員会を開催いたします。

また、12月5日は午前10時から総務文教委員会を、12月6日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、12月9日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

(元. 12. 4)

12月17日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時22分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月4日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一